平成25年度第２回　静岡市医療関係者連絡協議会　協議概要

１　日　時　　平成25年12月６日（金）午後７時から８時まで

２　場　所　　城東保健福祉エリア　保健福祉複合棟　３階第３研修室

３　出席者　（委員）青山茂夫委員、松永元良委員、日野昌徳委員、小澤照雄委員、高尾和秀委員、
秋山欣三委員、田中一成委員、瀬戸嗣郎委員、島本光臣委員、石塚隆夫委員、
玉内登志雄委員、島田孝夫委員
（欠席）保坂知彦委員、藤井浩治委員、磯部　潔委員、中田　恒委員
（事務局）加治保健所長、村田参与兼保健衛生総務課長、藤田保健衛生総務課参事兼
統括主幹、大輪保健予防課参事兼統括主幹

４　議　事
（１）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画について
ア　新型インフルエンザ等医療専門家会議の検討結果
イ　行動計画（案）の概要
ウ　今後の予定

５　会議内容
（１）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画について
ア　新型インフルエンザ等医療専門家会議の検討結果
イ　行動計画（案）の概要
ウ　今後の予定
【説明事項】
ア　新型インフルエンザ等医療専門家会議の検討結果
・開催状況
第１回　平成25年10月11日（金）
・新型インフルエンザ等対策特別措置法について
・静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画について
・静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要について
第２回　平成25年11月22日（金）
・静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について

イ　行動計画（案）の概要
・新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）第８条第１項の規定により、静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）に基づき作成する。
・静岡市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、市が実施する措置等を示す。

・対策の目的は、新型インフルエンザ等（新感染症）の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小となるようにすること。
・計画の構成は、総論（市の責務及び計画の位置付け、市行動計画に定める事項、対策の目的、基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定など）、各段階における対策の２章構成である。
・新型インフルエンザ等の「発生段階」に応じて、「主要６項目」に沿った対策を規定
＜発生段階＞①未発生期、②海外発生期、③国内発生早期、④国内感染期、⑤小康期
＜主要６項目＞①実施体制、②サーベイランス・情報収集、③情報提供・共有、
④予防・まん延防止、⑤医療、⑥市民生活及び市民経済の安定の確保
・海外発生期となった場合、保健所内に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、発生国からの帰国者及び患者との濃厚接触者を「帰国者・接触者外来」に案内する。
・「帰国者・接触者外来」は、市内公的病院等（８病院）に設置される。
・入院は、感染症指定医療機関である市立静岡病院を含めて、患者数の増加に対応するため、他の公的病院等（８病院）でも受入れを行う。
・国内感染期となり、政府が緊急事態宣言を発令した場合、市対策本部条例に基づき静岡市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。
・住民に対する予防接種は、国が示す接種順位により行い、個別接種、集団的接種を併用し実施する。

ウ　今後の予定
・平成 25 年 12 月 11 日から平成 26 年１月 10 日まで、市民意見提出手続き（パブリックコメント）を実施する。
・平成 26 年２月議会に報告、県へ報告し、２月下旬頃に公表する。

【意見及び要望等】
・市のホームページでは、計画案がすべて見ることができるのか。
・ワクチンの優先接種の件、医師、看護師だけでなく受付も対象としてほしい。
・濃厚接触者へのインフルエンザワクチンは有料か。
・予防投与のタミフルは保険では対応できない。
・ワクチンについて、10ｍｌではなく、１ｍｌにしてほしい。
◎静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）については了承された。